

第752回

東京都青少年健全育成審議会

- ※ 発言者の氏名（都職員及び関係行政機関職員を除く）
及び個人情報、一部企業名など、議事録の一部を伏せて
掲載しています。

令和6年1月15日（月）

【出席委員】

飯塚	美紀子	委員
渡瀬	昌彦	委員
石川	知春	委員
伊藤	廣幸	委員
加藤	美恵子	委員
山下	陽枝	委員
井門	明洋	委員
うすい	浩一	委員
土屋	みわ	委員
とや	英津子	委員
藤井	あきら	委員
柳川	雅彦	委員
稲澤	裕子	委員
大宮	由紀枝	委員
堀口	栄二	委員
馬神	祥子	委員
木村	総司	委員

【事務局】

若年支援担当部長	村上	章
若年支援課長	山本	理

午後 3 時 30 分開会

○若年支援課長 本日の傍聴人等をご案内いたします。本日でございますが、報道関係者は 0 人、傍聴人は 11 人となっております。

○若年支援課長 それでは、傍聴人をご案内いたします。

<傍聴人入室>

○若年支援課長 それでは、審議会を始めさせていただきます。現在ご出席いただいております委員の方は 17 名で、条例第 24 条第 1 項に定めます審議会の開催に必要な定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。それでは、会長、議事進行をお願いいたします。

○会長 はい、皆さま、こんにちは。ただ今から第 752 回東京都青少年健全育成審議会を開催いたします。お手元の議事次第に従いまして議事進行を行ってまいります。

議事の 2、「条例に基づく事務の施行経過」について事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 はい、条例に基づく事務の施行経過等について説明いたします。「次第」と書かれております資料の表紙をおめくりいただき、1 ページをご覧くださいたいと存じます。前回の審議会以降の 11 月 13 日から 1 月 14 日までに実施いたしました本審議会事務局の動きをまとめたものでございます。

前回審議会のご意見を踏まえまして、優良映画として 1 作品を推奨することを決定いたしました。11 月 16 日にプレス発表、学校関係者へ周知を行い、11 月 21 日に公告いたしました。

また、青少年やその保護者等を対象に「ファミリー e ルール講座」を合計 65 回開催いたしました。

また、本日の審議会に先立ちまして 1 月 10 日に出版業界自主規制団体との打合せ会を実施し、本日諮問いたします図書類に関するご意見を頂いております。意見聴取の内容は、「自主規制団体からの聴き取り結果」としてまとめ、調査・審議事項の資料に添付しておりますので、後ほどご説明させていただきます。

2 ページには過去 1 年間の不健全図書類の指定実績を、3 ページには過去 1 年間の優良映画の推奨実績を載せてございます。

続きまして、4 ページ、5 ページをご覧くださいたいと存じます。こちらは、都が委嘱しております東京都青少年健全育成協力員の 11 月、12 月分の活動状況でございます。委嘱しております協力員は 714 名です。11 月の活動者数は 42 名、調査店舗数は 215 店舗ございました。12 月の活動者数は 45 名、調査店舗数は 185 店舗ございました。確認する図書類は、不健全

図書として指定した図書類である「不健全指定図書類」、「成人向け」などの成人マーク付きの図書類である「表示図書類」、青い半透明のシールで止めることで青少年が容易に閲覧できない措置がされた小口シール止め誌の「類似図書類」の3種類です。この3種類の図書類について協力員の調査結果をそれぞれ表に示しております。11月、12月におきましては、不健全指定図書類、表示図書類、類似図書類、青少年制限掲示について問題のある店舗はございませんでした。また、不健全指定図書類に関する通報等に基づく立入調査もございませんでした。

続きまして、6ページからは都の職員による独自の立入調査等の実施状況を記載してございます。6ページは11月分、7ページには12月分の実施状況をそれぞれ記載しております。11月分でございますが、1番目の表、書店等への立入調査及び2番目の表、映像ソフト・ゲームソフト専門店等への立入調査及び3番目の表、カラオケボックス、まんが喫茶等への実態調査及び4番目の表、古物商への立入調査において問題のある店舗はございませんでした。

続きまして7ページ、12月分でございますが、1番目の表、書店等への立入調査及び2番目の表、映像ソフト・ゲームソフト専門店等への立入調査では問題のある店舗はございませんでした。3番目の表、カラオケボックス、まんが喫茶等への実態調査では、青少年制限掲示がされていない店舗が1店舗、フィルタリングが導入されていない店舗が1店舗ございました。4番目の表、古物商への立入調査では問題のある店舗はございませんでした。問題があった店舗につきましては、その場で是正措置を含め条例を順守するよう指導いたしました。

続きまして、8ページ、9ページをご覧いただきたいと存じます。雑誌・ビデオ類等に関する自動販売機の届出等の施行状況についてですが、8ページには11月分、9ページには12月分についてそれぞれ記載しております。11月分でございますが、自動販売機の届出等の施行状況について変動はございません。自動販売機立入調査については、10台調査を行い、問題があるものはございませんでした。

続きまして、9ページ、12月分でございますが、届出等の施行状況について変動はございません。立入調査については、12月は実施しておりません。

事務の施行経過については、以上でございます。

○会長　ご説明ありがとうございました。ただ今の事務局からの説明について、ご質問等ございますか。

それでは、ご質問はございませんので調査・審議事項に移りたいと思います。

本日は、不健全図書類の指定についての諮問でございます。よろしくお願いいたします。

調査・審議事項は非公開となりますので、委員、事務局職員以外の方は、この段階でご退出をお願いいたします。

<傍聴人退室>

○会長 はい、それでは再開いたします。本日の諮問事項につきまして事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 本日の諮問事項についてご説明いたします。皆さまのお手元の資料のうち、「調査・審議事項」と記載されております資料に沿ってご説明させていただきます。

「調査・審議事項」と記載されております資料の表紙をおめくりいただき、1ページをご覧いただきたいと存じます。諮問第1187号でございます。

2ページをご覧いただきたいと存じます。諮問図書類及び指定基準該当箇所一覧でございます。こちらに記載されました図書類は、令和5年8月29日から令和5年12月22日までの間に、都内のコンビニ・書店等で青少年が容易に手に取り閲覧できる場所に陳列されているものから購入いたしました計393誌のうちから7ページ、8ページに記載してございます条例施行規則第15条の指定基準に基づきまして指定図書類の候補として選定したものでございます。

作品名は、「抱いてください、冬己さん。」、令和5年12月18日に株式会社viviONより発行されております。過去1年間の指定はございません。該当箇所につきましては、全編大部分でございます。該当指定基準は、施行規則第15条第1項第1号イ・ロ、「著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるもの」でございます。購入場所は、書店でございます。

本審議会の諮問に先立ちまして、1月10日に自主規制団体から意見を聴取し、3ページに取りまとめてございます。3ページをご覧いただきたいと存じます。

当日は、14名の方が出席されました。自主規制団体のご意見としましては、「指定やむなし」の意見が8名です。その主な内容は、「好き同士の二人の恋と愛を育む物語。性行為を露骨に描写していると言わざるを得ない。性行為描写の多さ、擬音、体液、器具の使用も目立つ。指定該当。」などでございます。「指定非該当」の方は6名で、その主な内容は「社内恋愛の作品。暴力的なシーンや人格否定的な場面はない。若干、体液描写、擬音が多いと感じるが、卑わいさはそれほど感じない。指定非該当。」などでございます。

説明は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。ただ今の事務局からの説明について、ご質問等ございますか。

特によろしければ、皆さま、調査に入ってください。

<図書審査>

- 会長　皆さま、図書はご覧いただけましたでしょうか。それでは、各委員からご意見をお伺いしてまいります。大宮委員、よろしくお願いします。
- 大宮委員　はい、犯罪行為等はなく恋愛物語のようですけども、とにかく性行為シーンが多く過激と感じます。指定該当でお願いいたします。
- 会長　はい。H委員、お願いします。
- H委員　はい、人格否定の部分はないようですし、また、男性器は白抜きされています。しかし、とにかく性行為の直接描写が大変多く、擬音、体液も激しく描かれておりまして指定該当でお願いしたいと思います。
- 会長　はい。馬神委員、お願いします。
- 馬神委員　はい、指定該当でお願いします。性交シーンが多く、また、描写も刺激が強いと思います。区分陳列等の取扱いが必要と考えますので指定該当でお願いします。
- 会長　はい。A委員、お願いします。
- A委員　はい、人格否定はないものの性交シーンや、擬音や体液描写などが多過ぎるということで指定該当でお願いいたします。
- 会長　はい。L委員、お願いいたします。
- L委員　はい、性器は白抜きされていますが、実際、性器の形状も分かり、性描写も多いため指定該当でお願いいたします。以上です。
- 会長　はい。E委員、お願いいたします。
- E委員　人格否定などはございませんが、全編、タイトルからも想像がつきますが、ほぼ性交に占められているので指定該当でお願いいたします。
- 会長　はい。J委員、お願いします。
- J委員　はい、私も皆さんの意見と同じく、人格否定等はないものの性交の描写が非常に多いかなと思っております。自主規制団体からの聴き取り結果の中でも、「青年レベルを超えている」という記載があるとおり、青年レベルは確かに超えているように思うんですが、一方で、以前から議論をさせていただいておりますけども、指定されることによってA社などオンラインの本屋で販売できなくなるということを考えると、そこまでしなければならないのかというところが正直ちょっとなかなか判断付かないなと思っておりまして、保留でお願いいたします。

○会長 はい。I 委員、お願いいたします。

○I 委員 はい、会社の先輩と後輩の単純なラブストーリー物で人格否定等もない、内容的にはそんなに問題ないと思いますが、いかんせん性交シーンが多過ぎると思います。性器の修整はされていますが、体液描写や擬音が多過ぎる。指定該当やむなしだと思います。以上です。

○会長 木村委員、お願いします。

○木村委員 全編ストーリー性はあるんですけども、性的な描写が多く、それがメインの作品のように見えます。指定該当でお願いします。

○会長 はい。F 委員、お願いします。

○F 委員 白抜きした性器の登場の回数も多く、また、性行為の描写、擬音、体液、器具の使用などが多く、指定該当でお願いいたします。

○会長 はい。堀口委員、お願いします。

○堀口委員 指定該当でお願いいたします。絵のタッチが児童を連想するような何か幼い顔の登場人物ですが、過剰な性行為の描写が多く、白抜きで修整しているとはいうものの性器の形状はシルエットで分かりやすくなっており、また、擬音描写や局部を強調した描写が多過ぎと思われれます。指定でお願いいたします。

○会長 はい。C 委員、お願いいたします。

○C 委員 はい、性行為描写が多い、性シーンが多いということで、この本全体を見ても大変性行為が多いと思います。指定該当と思います。

○会長 はい。G 委員、お願いします。

○G 委員 このところ、自主規制団体からの聴き取りにおいて、該当と非該当の意見が拮抗しており、今回もそうなのですが、私自身は今回はそれほど迷いませんでした。

この作品の性行為のシーンの多さはかなりのものであり、描き手の画力が高いせいもあって、描写も非常にリアルです。ストーリー的に嫌悪感を抱くことはありませんが、それでも該当やむなしと判断しました。

○会長 K 委員、お願いします。

○K 委員 はい、まず自主規制団体の皆さんからの聴き取り結果を読ませていただきました。8 人の方が指定該当で 6 人の方が非該当だということで割れているという中で私が思ったのは、共通しているのが恋愛漫画であるということ、ストーリー性もあるし、それほど内容、描写というより内容について問題点はないというふうに読ませていただきましたし、私自身もこのス

トリーを読ませていただいて社内恋愛のコミックだなんていうふうに思いました。皆さんがおっしゃるように性描写が多いのは確かです。ただ、性描写が多いか少ないかでこの指定をするか、しないか、指定該当か非該当かを判断するものなのかということとは私はそうは思っておりません。そして、人格否定もありません。嫌悪感も抱くようなところはありません。非該当でお願いします。

○会長 はい。D委員、お願いします。

○D委員 はい、人格否定はなく、性器の修整も一応してありますが、擬音、体液の描写が多く、性交シーンも際立っておりますので指定該当でお願いいたします。

○会長 はい。B委員、お願いします。

○B委員 はい、私は、指定該当と判断いたします。以上です。

○会長 はい。最後に私からの意見ですけれども、多くの委員の方と同じように、全編を通じての性交シーンの多さ、擬音等の多さで指定該当であると私自身考えているところでございます。

そして、委員の方々からご意見を頂戴しました結果、非該当が1名、それから保留が1名、その他の委員からは指定該当というご意見でございましたので、本日の諮問図書につきましては、指定該当ということで、そのように答申してよろしゅうございますか。

<「はい」の声あり>

○会長 それでは、1誌指定ということで答申をさせていただきたいと思えます。それでちょっと、1つ確認したいのですけれども、先ほど事務局からの説明であったと思いますが、この図書の出版社は1年間指定はないということでしょうか。

○若年支援課長 そうですね、恐らく過去の指定はございません。あまり見慣れない出版社ではありまして、われわれのほうでもこれ、調べたんですけれども、株式会社 viviON のほうですが、ホームページによりますと創立年月日が2021年10月となっていたり、あと、奥付を見ると「viviON THOTH」とも書いているんですけども、これはSNSの公式アカウントを見ますと、何か「デジタルコンテンツに特化した viviON グループが新たに手掛ける紙書籍出版レーベルです」と書いておりますので、いずれにしましてもまだ日の浅い会社であると思われま。

○会長 ちょっと気になったのが、この作家の方も初めての単行本というふうにしてあって、あとがきでもSNSから派生しているような書きぶりをしておりますので、あまり経験のない方なのかなと感じました。この青少年健全育成の制度ですとか審議会について、理解をしてもらうということはとても大事だと思いますので、事務局というか東京都には、作者や出版社に対

して、より丁寧に、それからより分かりやすく周知していただきたいと今回の図書につきまして少し気になりましたのでよろしくお願いします。

○若年支援課長 はい、工夫してまいります。

○会長 よろしくをお願いします。

それでは、事務局から他に連絡事項ございますか。

○若年支援課長 はい、都民の申出は、11月、12月はございませんでした。

次に、次回審議会に諮問予定の映画についてでございます。次回2作品ございます。

1つ目の作品名は、「リトルエッラ」です。申請者は、カルチュアライフ株式会社、試写会が2月8日木曜日午後1時からでございます。試写会場は、中央区にありますTCC試写室でございます。

また、2つ目の作品は、「シェアの法則」です。申請者は、株式会社ジャパンコンシェルジュ、試写会が1月30日火曜日午前10時10分からでございます。試写会場は、千代田区にあります富士ソフトアキバプラザでございます。

なお、原則として、審査会は、申請者等が報道関係者向けに開催する試写会と併せて開催しているため途中の入退場はできませんのでご注意くださいと思います。DVDやオンラインでの視聴も対応可能でございます。事務局からは以上です。

○会長 ありがとうございます。

本日の調査・審議事項について質問等ございましたらよろしくお願いいたします。お伺いいたします。はい、K委員。

○K委員 すいません、不健全図書について確認しておきたいことがあるんですけども、過去1年の指定実績はお示しいただいたんですけども、やはりこの間、見てますと、BLコミック、ほぼBLコミックということになっております。その前の年の実績についても一応確認をさせていただきたいんですが、これが1点です。

それからもう1点です。先ほど三百七十何冊でしたっけ、かなり多くの図書から選出されたということなんですけれども、私、文教委員会でも審議をさせていただいたんですが、選定に当たる職員の男女比をお聞きしたところ、その際、去年の2月ぐらいだったと思うんですが、男性5名の女性1名とお聞きしています。これは現在、変わってきているのかどうか、この2点教えてください。

○会長 事務局、よろしいですか。

○若年支援課長 はい、ちょっとお待ちください。ホームページには公開させていただいているんですけども、前の年の諮問図書冊数ですか。

○K委員 いや、諮問図書、指定該当になる、全て指定該当になってると思うんですが、それがBLコミックであるかどうかです。

○会長 もし今すぐ事務局のほうで答えられなかったら後で回答でよろしいですか。

○若年支援課長 すいません、追ってでもよろしいですか。

○会長 じゃあ、そこは事務局のほうで対応、お願いいたします。

○若年支援課長 はい。事務局の男女比は変わってないです。

○K委員 分かりました。

○会長 他にありますか。はい、それでは、以上で調査・事項は終了となります。傍聴人の方が再入室するので、調査・審議資料はしまっていていただくようお願いいたします。

<傍聴人入室>

○会長 それでは、議事を再開いたします。事務局からご説明をお願いいたします。

○若年支援課長 はい、まず本日の審議ですが、不健全図書1誌について諮問を行い、1誌を東京都青少年の健全な育成に関する条例第8条第1項に該当する不健全な図書類として指定することが適当であるという答申となりました。

また、本日、審議会に報告した都民の申出はございません。

不健全図書の告示予定日は、令和6年1月19日金曜日、プレス発表は告示日前日の令和6年1月18日木曜日となります。告示日、若しくは告示日の前日まで不健全図書類の名称の公開はお控えいただくよう重ねてお願い申し上げます。

最後に、次回の審議会についてご案内いたします。令和6年2月13日火曜日15時30分から、場所は今回と同じこの会場を予定してございます。以上でございます。

○会長 それでは、本日はこれで終了させていただきます。お疲れさまでございました。

午後4時15分閉会